

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Transfer of Rights by Governmental Action
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Japan Science and Technology Corporation	10/01/2003
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Japan Science and Technology Agency
Street Address:	1-8, Hon-cho 4-chome
Internal Address:	Kawaguchi-shi
City:	Saitama
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	12915637
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)413-2220
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	(703) 413-3000
Email:	khudson@oblon.com
Correspondent Name:	Oblon, Spivak, et al.
Address Line 1:	1940 Duke Street
Address Line 4:	Alexandria, VIRGINIA 22314
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	370966US99DIV
NAME OF SUBMITTER:	Karen L. Hudson
Total Attachments: 4 source=Japan Science Transfer#page1.tif source=Japan Science Transfer#page2.tif source=Japan Science Transfer#page3.tif source=Japan Science Transfer#page4.tif	

OP \$40.00 12915637

501439005

PATENT
REEL: 025795 FRAME: 0807

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Yasue Nakajima, of Madoka International Patent Office, Nichiyo Building, 11-12, Kanda-mitoshiro-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0053 Japan, declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document is a true and correct partial English translation to the best of my knowledge and belief of:

Official Gazette (Extra No.269) issued on December 13, 2002

June 25, 2007

(Date)

中島 康江

(Signature)

Partial Translation of the applicable Law

Official Gazette (Extra No.269) December 13, 2002

I hereby proclaim the Law of Independent Administrative Institution Japan Science and Technology Agency.

December 13, 2002

Prime Minister Junichiro KOIZUMI

[Law No. 158]

Law of Independent Administrative Institution Japan Science and Technology Agency

Content

Chapter 1: General Rules (Article 1-9)

Chapter 2: Director and Staff (Article 10-17)

Chapter 3: Business etc. (Article 18-20)

Chapter 4: Miscellaneous (Article 21-25)

Chapter 5: Penalty (Article 26-28)

Additional Rule (Article 1-12)

Article 2 of the Additional Rule (Dissolution)

(1) Japan Science and Technology Corporation (the Corporation) shall dissolve at the time Japan Science and Technology Agency (the Agency) is established, and the Agency shall succeed all of the rights and liabilities from the Corporation.

(2)-(8) Omitted

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第六條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十三條第一項第二号及び第二十五條の表第五十五條第二項の項中「第二十四條第二項」を「第二十五條第二項」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。

一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三條

二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第七項

三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八條(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二條第一項第六号」を「第二十三條第一項第六号」に、「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第二十二條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二條第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第十三号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正十郎
文部科学大臣臨時代理 岡田大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十八号

独立行政法人科学技術振興機構法

目次

第一章 総則(第一條―第九條)
第二章 役員及び職員(第十條―第十七條)
第三章 業務等(第十八條―第二十五條)
第四章 雑則(第二十六條―第二十八條)
第五章 罰則(第二十九條―第三十條)
附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という。)の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業規模において実施することにより、これを企業化することとができるようにすることをいう。

4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

(名称)

第三條 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二條第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)

第四條 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術振興の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基礎的整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(事務所)

第五條 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第六條 機構の資本金は、附則第三條第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に係る第十八条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち、政令で定めるもの(以下「文庫情報提供業務」という。)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等)を示すものとする。

(出資証券)

第七條 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八條 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限)

第九條 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

第十條 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第九条まで及び第十一條の規定 平成十五年十月一日

二 附則第十二條の規定 平成十五年十月一日

又又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日(いづれか遅い日)

(事業団の解散等)

第二条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号、以下「旧事業団法」という。)第四十九條第一項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」という。)に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を遂行に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に於ける決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七條第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九條第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に對し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該区分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二條第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文獻勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

4 前項の評價委員その他評價に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供勘定(以下「旧文獻勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に對し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文獻勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(持分の払戻し)

第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額に對しては、当該政府以外の者は、機構に對し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該区分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二條第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文獻勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

4 前項の評價委員その他評價に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供勘定(以下「旧文獻勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に對し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文獻勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(持分の払戻し)

第五条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額に對しては、当該政府以外の者は、機構に對し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

第六條 科学技術振興事業団法の廃止

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第六條 科学技術振興事業団法は、廃止する。

第七條 前条の規定の施行前に旧事業団法(第三條及び第二十七條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八條 附則第六條の規定の施行前にした行為及び附則第二條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係る

その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、附則第六條の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六條の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十條 附則第二條から第五條まで及び第七條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律の一部改正)

第十二條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部を次のように改正する。

別表 科学技術振興事業団の項を削る。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人日本学術振興会法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百五十九号

独立行政法人日本学術振興会法

目次

第一章 総則(第一條―第七條)

第二章 役員及び職員(第八條―第十二條)

第三章 評議員会(第十三條―第十四條)

第四章 業務等(第十五條―第十八條)

第五章 雑則(第十九條―第二十一條)

第六章 罰則(第二十二條―第二十三條)

附則